

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

喜多方市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

喜多方市長

公表日

令和7年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 - 第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 - 第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 - 保険料賦課、特別徴収額の通知 - 保険料の減免、徴収猶予等の申請 - 保険料滞納者に係る支払い方法の変更 - 要支援認定、要介護更新認定等の申請 - 居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 - 居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 - 負担限度額認定や各種減免認定の申請 - 高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 公金受取口座登録制度を利用する場合、情報提供ネットワークシステムを通じて、デジタル庁より口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。
③システムの名称	- 介護保険システム - 団体内統合宛名システム - 中間サーバー - サービス検索・電子申請機能 - 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険被保険者台帳ファイル、受給者台帳ファイル、賦課台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の100の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 131、132、160の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部高齢福祉課
②所属長の役職名	高齢福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 総務部総務課 電話0241-24-5204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 保健福祉部高齢福祉課 電話0241-24-5231
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年3月20日	初版作成				10
平成27年4月3日	評価実施機関における担当部署 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	市民部高齢福祉課長 赤枝幸浩	保健福祉部高齢福祉課長 富田新一郎	事後	機構改革及び人事異動に伴う変更
平成28年4月7日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部高齢福祉課	総務部総務課	事後	喜多方市個人情報保護条例改正に伴う変更
平成28年4月7日	評価実施機関における担当部署	課長 富田新一郎	課長 大塚哲弥	事後	人事異動に伴う変更
平成29年4月21日	個人番号の利用(法令上の根拠)	・内閣府・総務省令 平成26年9月10日付け令第5号第50条	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	主務省令の名称記載の整理
平成29年4月21日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・内閣府・総務省令 平成26年12月12日付け令第7号第22条及び第28条	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	主務省令の名称記載の整理
平成29年4月21日	評価実施機関における担当部署	課長 大塚哲弥	課長 佐藤洋	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	課長 佐藤洋	高齢福祉課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年8月11日	評価の再実施				
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・番号法第19条第7号別表第二 情報提供の根拠 1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120 の項 情報照会の根拠 93,94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第 2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 情報照会の根拠 第46,47条	・番号法第19条第8号別表第二 情報提供の根拠 1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120 の項 情報照会の根拠 93,94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第 2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 情報照会の根拠 第46,47条	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法の規定に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となったときに必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行っている。 (1)介護保険の資格登録 (2)介護保険の保険料賦課・更正・減免 (3)介護保険の保険証交付 (4)介護保険の資格台帳変更 (5)介護保険の要介護認定申請書の交付 (6)介護保険の認定結果の管理 (7)介護保険の認定通知書の交付 (8)介護保険の給付管理	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 2 第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 3 保険料賦課、特別徴収額の通知 4 保険料の減免、徴収猶予等の申請 5 保険料滞納者に係る支払い方法の変更 6 要支援認定、要介護更新認定等の申請 7 居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 8 居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 9 負担限度額認定や各種減免認定の申請 10 高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。公金受取口座登録制度を利用する場合、情報提供ネットワークシステムを通じて、デジタル庁より口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	1 介護保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能 5 申請管理システム	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の100の項	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二 情報提供の根拠 1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120 の項 情報照会の根拠 93,94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 情報提供の根拠 第 2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 情報照会の根拠 第46,47条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における情報提供の根拠) 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、8 3、86、87、108、115、125、128、132、1 44、161の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における情報照会の根拠) 131、132、160の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年10月15日時点	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年10月15日時点	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	-	2) 十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事 務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー 登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー 取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又 は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守して いる。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情 報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの 局面においても複数人での確認を行うようにしてお り、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であ ると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデー タベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを 含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ の対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.当該対策は十分か	-	2) 十分である	事後	様式変更に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.当該対策は十分か 判断根拠	-	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加